

第89号議案

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

「

円	円	円	円	円	円
34,030	45,380	56,720	68,070	90,760	113,460
40,840	54,450	68,070	81,680	108,910	136,150

を

「

円	円	円	円	円	円
32,260	43,020	53,780	64,530	86,040	107,560
38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070

に改め、別表の

1の(2)の表中第3多目的ホールの項を削り、202会議室の項を次のように改める。

202会議室	1,910	2,550	3,190	4,150	5,420	6,380
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表の1の(2)の表202会議室の項の次に次のように加える。

203会議室	1,620	2,170	2,710	3,530	4,610	5,430
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表の1の(2)の表301会議室の項及び302会議室の項を次のように改める。

301会議室	6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100
302会議室	3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500

別表の1の(2)の表304会議室、307会議室又は308会議室の項中「、307会議室」を削り、同表306会議室の項を次のように改める。

306会議室	3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

別表の1の(2)の表306会議室の項の次に次のように加える。

307会議室	3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

別表の2の表中「11,530円」を「12,290円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### ( 準備行為 )

- 2 この条例の施行の日以後の利用に係る島根県立島根県民会館の施設及び設備の利用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。